

京都市訓令甲第 4 号  
事 業 所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成30年10月25日

京都市長 門 川 大 作

別表第5福祉事務所長の項第1号中「第77条第1項」の右に「, 第77条の2第1項」  
を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)